

労務ROAD

- 中小企業の働き方改革について
- 給与明細の読み方

河本社労士事務所

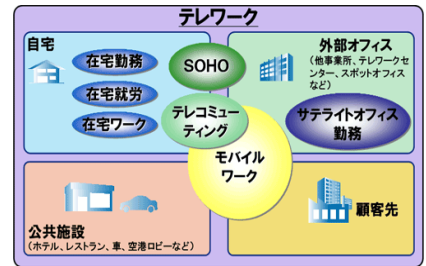
(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

中小企業の働き方改革について

生産性向上に向けて**中小企業の3割近く**(1,087社中)が在宅勤務などの柔軟な働き方の導入を検討していることが、東京商工会議所のアンケート調査で分かりました。すでに実施している取組みには、適切な人材配置や社員間のコミュニケーションの円滑化を挙げる企業が多かったです。

生産性を向上させるために実施している人材活用の取組みを複数回答で尋ねたところ、最も多いのは『**適材適所の人材配置**』で43%に上りました。以下、『**社員のコミュニケーション円滑化**』38%、『**人材育成、スキルアップ**』37%などと続きました。一方、今後強化したい取組をみると、『**人材育成**』が40%で最多となり、引き続き重点的に取り組む考えの企業が多かったです。現在の実施割合が9%にとどまった『**在宅勤務など柔軟な働き方の導入**』は26%に上り、新たな取組みとして重視している企業が目立ちました。



【東京商工リサーチより】

給与明細の読み方

初めての給与は嬉しいものです。しかし、給与明細を見ると、加算・控除の項目が多くて戸惑う新入社員は少なくありません。今回は、給与明細の基本的な仕組みを解説します。まず、給与明細は、大きく分けて**プラス項目の支給部分**と**マイナス項目の控除部分**に分かれ、その差し引きで支給額が算出される構造になっています。具体的には、**支給部分から社会保険料が控除され、その控除後の額を基準に計算された税金がさらに控除され、その他の引き去り(社宅費など)項目も控除され、残った額が支給**されます。

社員コード	所	職	氏名	平成18年 01月分給与 [支払日 02 / 10]										
0101	001-001-001	企業情報システム事業部	鈴木大吾	株式会社インテック [備考] お疲れ様でした。										
勤怠	出勤日数	公休日数	年次有休	欠勤日数	勤務時間	残業時間	深夜残業	設定有休						
	休出回数	休出時間	遅刻回数	遅刻時間	早退回数	早退時間	0:00	0:00						
支	基本給	調整給	職能給	住宅手当	家族手当	皆勤手当	売上手当							
	出張手当	残業手当	深夜残業手当	休日出勤手当	欠勤控除	早退控除	その他減額金							
給	交通費													
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	社会保険合計	課税対象額									
控	所得税	住民税	旅行積立金	財形貯蓄	預り金	組合費	コーポ代							
	駐車場	昼食代	500											
除	総支給額	課税支給額	控除合計額	差引支給額	銀行振込額	現金支給額								
	323,500	311,300	92,346	233,154	183,154	50,000								

支給部分は、『基本給』+『手当』で成り立っています。基本給とは、在籍年数、能力、職責などに応じて**最低保証される給与**のことです。手当は、時間外手当、休日手当、出勤手当など**働いた時間などに連動して毎月変動する手当**と住宅手当、家族手当、地域手当など基本的には**毎月一定額が支給される手当**の主に2種類があります。

控除部分では、健康保険(含む介護保険)、厚生年金、雇用保険、所得税・復興特別所得税、住民税が控除されます。健康保険(含む介護保険)と厚生年金は、**入社時の給与+通勤手当額**に応じてその額が決まります。雇用保険は、給与の額に応じて変動します。**社会保険料(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)は、通勤手当も含めて計算**します。所得税・復興特別所得税は、(総支給額のうち非課税のものを除いた課税のもの)-(控除額のうち社会保険料)の額と扶養家族の人数に応じて決まります。住民税は、前年の年末調整や確定申告の結果に基づいて市町村が計算し、会社に納入通知書を送る仕組みになっています。

【その他】**割増賃金の基礎に含まない手当** 家族手当(扶養家族の数等に応じて支給する場合)、通勤手当(通勤距離に応じて実費相当額を支給する場合)、別居手当、子女教育手当、住宅手当(住宅に要する費用に応じ定率を乗じた額を支給する場合)、臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

【企業実務より】

弊所のアプリが出来ました!! 助成金情報などをスマートフォンでゲット出来ます!

「App Store」や「Google Play」で「河本社労士」と検索してみてください!